



令和2年3月4日

新型コロナウイルスに関するお知らせ

各位

国内でコロナウイルス（COVID-19）の感染数が増え続けているため、日本政府は先日感染拡大を防止するための措置を決定し発表しました。

このような状況において、当所の東京本社と関西オフィス（大阪市）は、通常どおり稼働しておりますことをご報告させていただきます。又、当所では多くの弁理士とスタッフに対してリモート操作による在宅勤務の環境を整備しております。

政府の基本方針を考慮し、当所経営陣は、当面の間、所員が当事務所内で訪問者の方との会議を控える方針を決定いたしました。そのため、すでに当所訪問による会議を計画されている場合、当所より再スケジュールについて連絡を取らせていただくことがございます。皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご質問やお問い合わせについては、お気軽にお問い合わせください。

以上